処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の６第３項
処 分 の 概 要	教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法　第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則　第１８条（打刻命令）
処　分　基　準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問い合わせ先	教習射撃場を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	